○財務省令第五十八号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第四十八条第五項、第四十九条第五項及び第五十条第三項の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

財務大臣　野田　佳彦

原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令

（国債の名称）

第一条　原子力損害賠償支援機構法第四十八条第一項の規定により発行する国債（以下単に「国債」という。）の名称は、原子力損害賠償支援機構国庫債券とする。

（国債の発行等）

第二条　政府は、国債を発行しようとするときは、当該国債の発行、償還、返還及び消却（次項において「発行等」という。）に関し必要な事項を定め、これを日本銀行に通知するものとする。

2　日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、国債の発行等に関し必要な事務を取り扱うものとする。

3　前項に規定する事務の取扱店は、日本銀行本店とする。

（適用除外）

第三条　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条及び第三十四条の規定は、国債については適用しない。

（額面金額）

第四条　原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）に交付する国債に係る国債証券の額面金額は、交付する都度必要な金額（当該国債の一部につき償還を行った場合にあっては、当該金額から当該国債の一部につき償還を行った金額の合計額を控除した金額）とする。

（償還の手続）

第五条　政府は、機構から国債の償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の償還を行うときは、その償還を行う金額を日本銀行における機構の指定する金融機関の勘定に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第六条　政府は、機構から原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令（平成二十三年内閣府令第一号）第九条に規定する登録の請求に基づき登録を行った国債について、その登録金額の一部につき償還の請求を受け、当該請求に係る金額の償還を行った場合には、当該登録金額から当該償還金額を減額するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十九号

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第七十条の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構が買取りをした不動産の所有権の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

財務大臣　野田　佳彦

原子力損害賠償支援機構が買取りをした不動産の所有権の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令

原子力損害賠償支援機構が、原子力損害賠償支援機構法第七十条に規定する不動産の所有権の移転の登記につき同条の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記に係る不動産の所有権を原子力損害賠償支援機構が同条に規定する資産の買取りにより取得したことを証する内閣総理大臣及び経済産業大臣の書類（原子力損害賠償支援機構が当該不動産の買取りをした日の記載があるものに限る。）を添付しなければならない。

附　則

この省令は、原子力損害賠償支援機構法の施行の日から施行する。

○財務省令第六十号

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

財務大臣　野田　佳彦

支出官事務規程等の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二十二号中「石油証券」を「石油証券、原子力損害賠償支援証券」に、「第三号及び第四号」を「第三号から第四号まで」に改める。

第十一条第一項第二号中「第四号及び第六号」を「第四号及び第五号」に改め、同条第六項第二十二号中「石油証券発行高」を「石油証券発行高、原子力損害賠償支援証券発行高」に改める。

（支出負担行為等事務取扱規則の一部改正）

第二条　支出負担行為等事務取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表甲号備考23利子及び割引料の項中「石油証券割引差額」を「石油証券割引差額・原子力損害賠償支援証券割引差額」に改める。

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第三条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「石油証券」を「石油証券、原子力損害賠償支援証券」に、「第三号及び第四号」を「第三号から第四号まで」に改め、同条第四号から第六号までの規定及び第九号中「石油証券」を「石油証券、原子力損害賠償支援証券」に改める。

第五条第一項第五号並びに第二項及び第五項中「石油証券発行高」を「石油証券発行高」、「原子力損害賠償支援証券発行高」に改める。

第十条第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　原子力損害賠償支援証券発行高月計突合表　財務大臣

第十条第一項に次の一号を加える。

二十　原子力損害賠償支援資金月計突合表　経済産業大臣

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十一号

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の施行に伴い、及び国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第二条の規定に基づき、日本銀行国債事務取扱規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

財務大臣　野田　佳彦

日本銀行国債事務取扱規程の一部を改正する省令

日本銀行国債事務取扱規程（大正十一年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「石油証券発行高」の下に「、原子力損害賠償支援証券発行高」を、「第二条第三号」の下に「、第三号ノ二」を、「食糧証券、石油証券」の下に「、原子力損害賠償支援証券」を加える。

第十五条第一項及び第二項中「石油証券発行高受払帳」の下に「、原子力損害賠償支援証券発行高受払帳」を加える。

第十六条中「石油証券発行高」の下に「、原子力損害賠償支援証券発行高」を加える。

第一号書式の種別欄中「石油証券発行高（第　回）」を「石油証券発行高（第　回）、原子力損害賠償支援証券発行高（第　回）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の日本銀行国債事務取扱規程第十四条の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間、原子力損害賠償支援証券の発行による収入金は、融通証券発行高に整理することができる。この場合、当該収入金を別途記録管理しなければならない。

2　前項の規定により原子力損害賠償支援証券の発行による収入金を融通証券発行高に整理する場合において、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第三十九条第二項に規定する国庫金振替書に、同令第十一条第六項の規定による受入科目として「原子力損害賠償支援証券発行高」と記載又は記録されているときは、融通証券発行高として受け入れるものとする。

3　前項の規定は、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）第五条第一項、第二項又は第五項の規定により国庫金振替書の受入科目又は払出科目に「原子力損害賠償支援証券発行高」と記載又は記録されたものについて準用する。

4　第一項の規定により融通証券発行高に整理された原子力損害賠償支援証券の発行による収入金は、平成二十四年四月一日以降、原子力損害賠償支援証券発行高に整理しなければならない。